

避難所における 新型コロナウイルス感染症 対策基本マニュアル

(第2版)

令和3年3月
中央区

はじめに	2
I 避難者受け入れの基本的な考え方	2
II 避難所開設・運営時の対応	
1. 避難者の受入フロー	3
2. 避難者の受入手順	4
3. 避難居室の設営手順	10
4. 開放しない居室等	13
5. 食料・物資の配給手順	14
6. 避難所内の清掃・消毒	17
7. トイレの清掃・消毒	19
8. ごみの処理	21
III 専用居室での医師による医療対応	22
IV 掲示物	
1. 避難所運営従事者への留意事項	23
2. 専用区域での留意事項	24
3. 個人用防護具（PPE）の着用	25
4. 咳エチケット	26
5. 流水での手洗い方法	27
6. アルコール消毒液を使用した手指消毒の方法	28
7. 避難所内でのルール	29
8. 専用区域内に避難されている方へのお願い	30
9. トイレ使用上のルール	31
10. 次亜塩素酸消毒液の作り方マニュアル	32
11. トイレ清掃マニュアル	33
12. おう吐物・ふん便処理マニュアル	34
13. 避難所でのごみの捨て方について（避難所運営従事者用）	35
14. 避難所でのごみの捨て方について（避難者用）	36
V 様式	
● [様式1] 体調確認票（受付時）	37
● [様式2-1] 健康確認シート	38
● [様式2-2] 健康確認シート（感染者用）	39
● [様式3] 避難者収容状況報告書	40

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、大規模な地震や風水害などの災害発生時に多くの区民等が避難所に集まることで感染拡大のリスクが高くなることから、避難所における感染症対策が重要となっています。

本マニュアルは、避難者及び避難所を運営する防災拠点運営委員会や職員等（以下「避難所運営従事者」という。）の安全を確保するため、避難所の開設・運営時に必要な新型コロナウイルス感染症対策をまとめたものです。

I 避難者受け入れの基本的な考え方

避難所における避難者受け入れの基本的な考え方は、次のとおりとします。

区分	基本的な対応
発熱・体調不良者	● 体調不良者専用居室で受け入れます。
濃厚接触者 （健康観察期間中）	● 自宅等が被災し、在宅避難ができない濃厚接触者は、濃厚接触者専用居室で受け入れます。
感染者 （軽症者、無症状者）	● 自宅等が被災し、在宅避難ができない感染者は、一時的に感染者専用居室で受け入れます。
上記以外の一般避難者	● 一般避難者は次のとおり各居室で受け入れます。 □ 高齢者・障害のある人：要配慮者優先居室 □ 乳幼児・妊産婦：乳幼児・妊産婦世帯優先居室 □ 負傷者：負傷者優先居室 □ 上記以外の避難者：一般避難居室

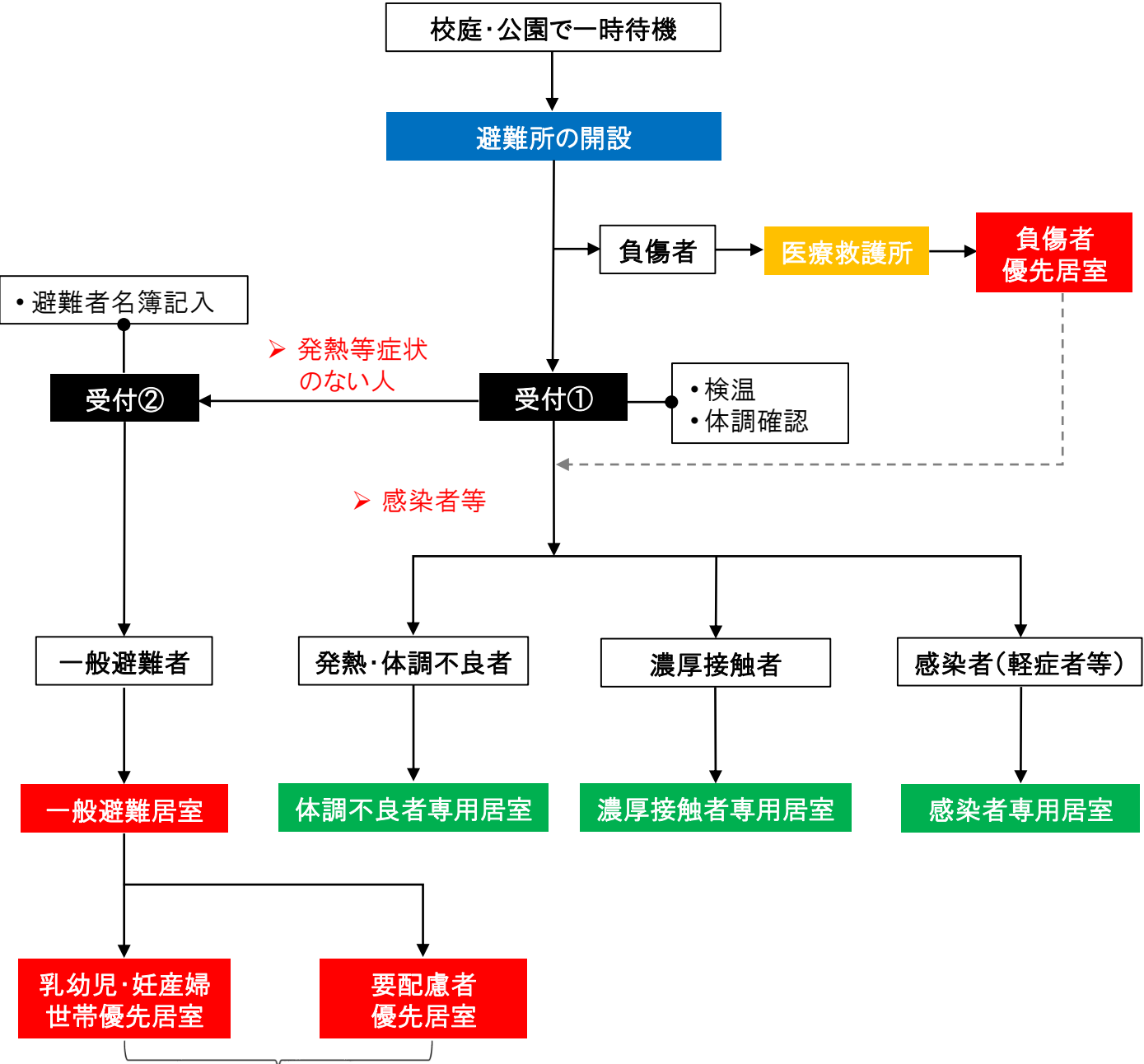
※発熱・体調不良者、濃厚接触者、感染者（以下「感染者等」という。）の対応は、職員が行います。

※避難者の健康観察を定期的に行い、発熱等による体調不良者や症状が悪化した方を確認した場合は、医療救護所及び災害対策本部に報告します。

なお、感染者の移送先や移送手段は、東京都と保健所が調整します。

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

1. 避難者の受入フロー



※一般避難居室での滞在が難しい要配慮者(高齢者、障害のある人、妊産婦など)を受け入れます。

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

2. 避難者の受入手順

1 事前準備

- マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋を着用します。
 - 感染者等に対応する職員は、防護服も着用します。
- 施設の出入口にアルコール消毒液を配置します。
- 受付①（検温・体調確認場所）に、机、イス、クリアフェンス、非接触型体温計、体調確認票〔様式1〕、筆記用具、マスク（避難者用）、アルコール消毒液を準備します。
- 受付②（避難者名簿記入場所）に、机、イス、クリアフェンス、避難者名簿、筆記用具、ファイル、ビニール袋（外履き保管用）、アルコール消毒液を準備します。

2 校庭・公園への誘導

- アルコール消毒液で手指消毒を行った後、校庭や公園などの広い場所に誘導します。
- 負傷者は、医療救護所に誘導して応急処置、検温・体調確認、避難者名簿の記入を行います。
- 待機列は、人と人との間隔を2m（最低1m）とります。

3 検温・体調確認

- 避難者の受入体制が整い次第、受付①に誘導し、検温・体調確認（非接触型体温計、体調確認票〔様式1〕を使用）を行います。
- マスクを持参していない避難者には、マスクを配布します。
- 検温時に、体調確認票〔様式1〕の1・2への該当の有無を確認します。
 - 該当しない方は、体調確認票〔様式1〕に記入してもらいます。
 - 1・2のいずれかに該当する方は、検温担当が記入し専用区域を担当する職員に感染者等と体調確認票〔様式1〕を引き継ぎます。
- 検温・体調確認により“発熱等症状のない人”は、受付②に誘導します。
- 検温・体調確認により“感染者等”は、一般避難者とは別の動線から専用居室に誘導します。
 - 感染者等は、専用居室で避難者名簿に記入してもらい、専用区域で体調確認票〔様式1〕と避難者名簿を管理します。
- 避難者が使用した筆記用具は、適宜消毒します。

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

4 避難者名簿記入

- 体調確認票〔様式 1〕により、発熱等の症状がないことを確認します。
- 避難者名簿に記入した後、体調確認票〔様式 1〕と避難者名簿を回収し、世帯ごとにまとめて受付で管理します。
 - 体調確認票〔様式 1〕は、避難者名簿に記載した全員分を回収します。
- 避難者が使用した筆記用具は、適宜消毒します。

5 避難居室への誘導

- 体調確認票〔様式 1〕と避難者名簿を回収後、次のとおり避難居室に誘導します。
 - 高齢者・障害のある人等：要配慮者優先居室
 - 乳幼児・妊産婦：乳幼児・妊産婦世帯優先居室
 - 上記以外の避難者：一般避難居室

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

●準備物

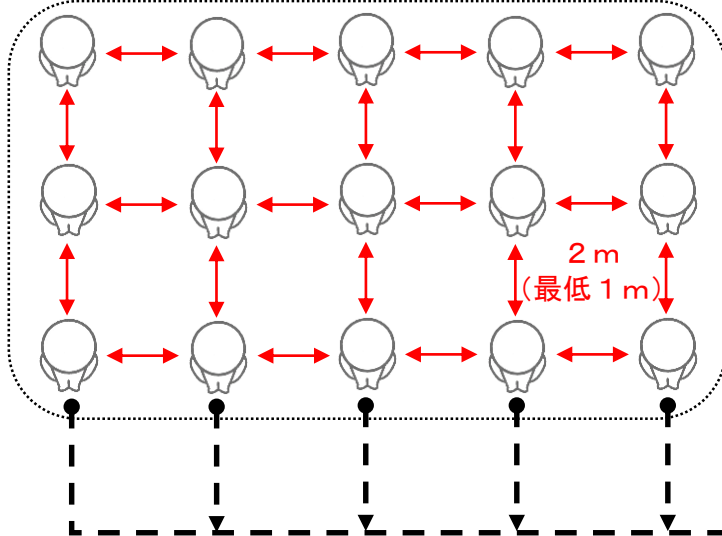
品目	配置場所	備考
マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服		避難所運営従事者が着用
アルコール消毒液	受付①・②	体調確認票・避難者名簿記入時に使用
机・イス	受付①・②	
クリアフェンス	受付①・②	
非接触型体温計	受付①	検温に使用
体調確認票〔様式１〕	受付①	体調確認に使用
筆記用具	受付①・②	
マスク（避難者用）	受付①	マスクを持参していない避難者用
避難者名簿	受付②	
ファイル	受付②	避難者名簿の保管に使用
ビニール袋 （外履き保管用）	受付②	避難者の外履き保管用に配布

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

避難者受入時のレイアウト

校庭

◆ 受入体制が整うまで、校庭や公園などで待機してもらいます。

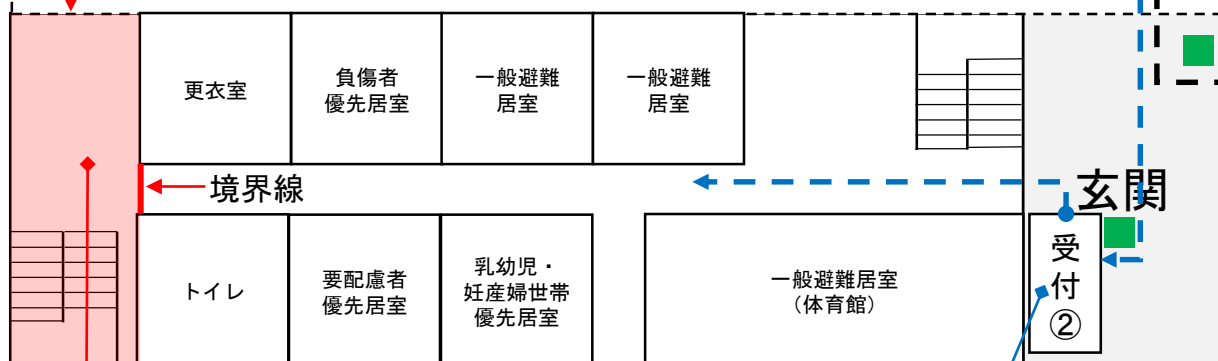


① 手指消毒し、校庭や公園などに誘導します。

② 受入体制が整い次第、受付①に誘導し、手指消毒後、検温・体調確認を行います。

③ 感染者等の動線を確保し、専用居室に誘導します。

受付①



感染者等の動線

④ 手指消毒後、避難者名簿に記入し、各避難居室に誘導します。

玄関

受付②

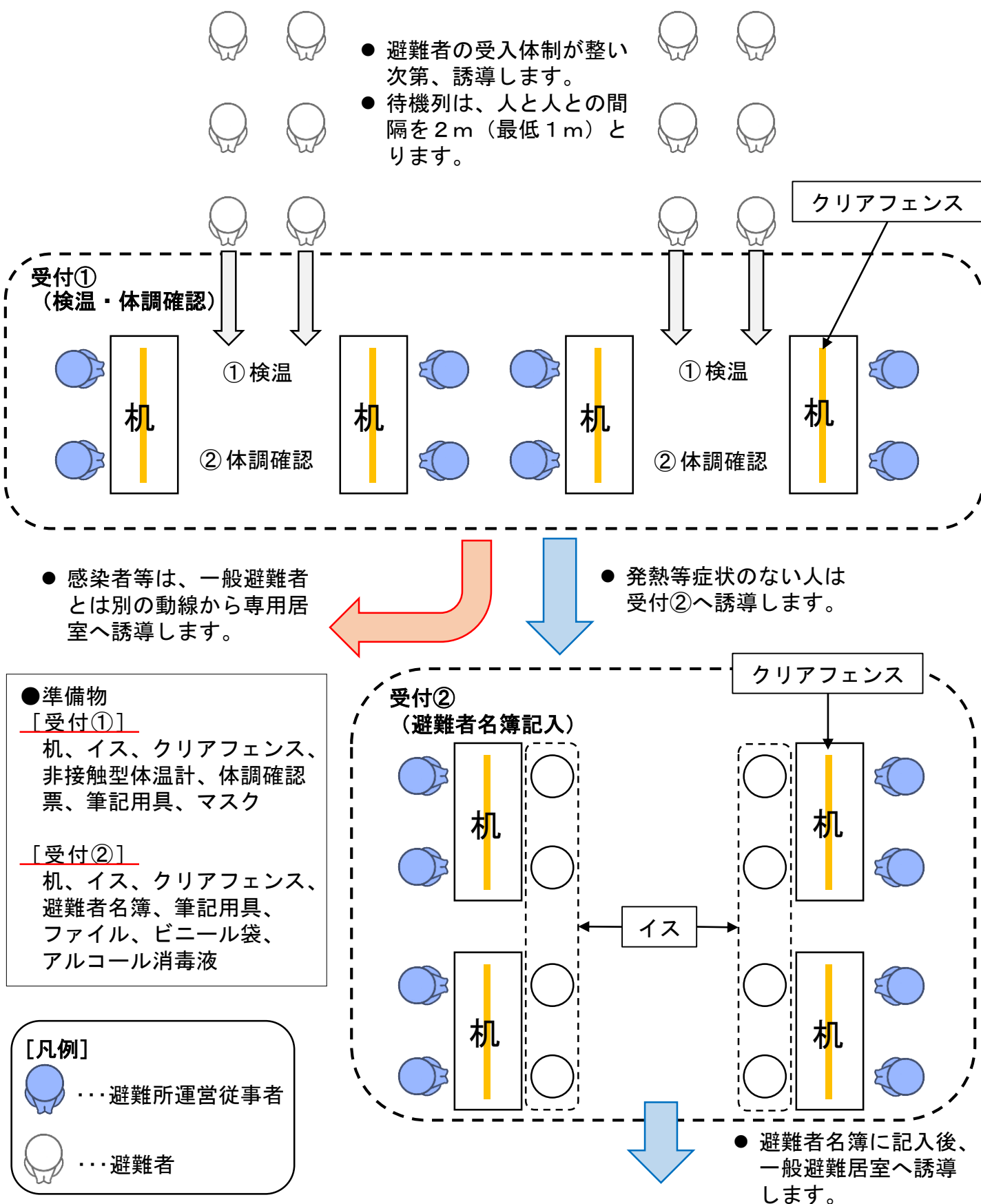
[凡例]

■ …アルコール消毒液設置場所

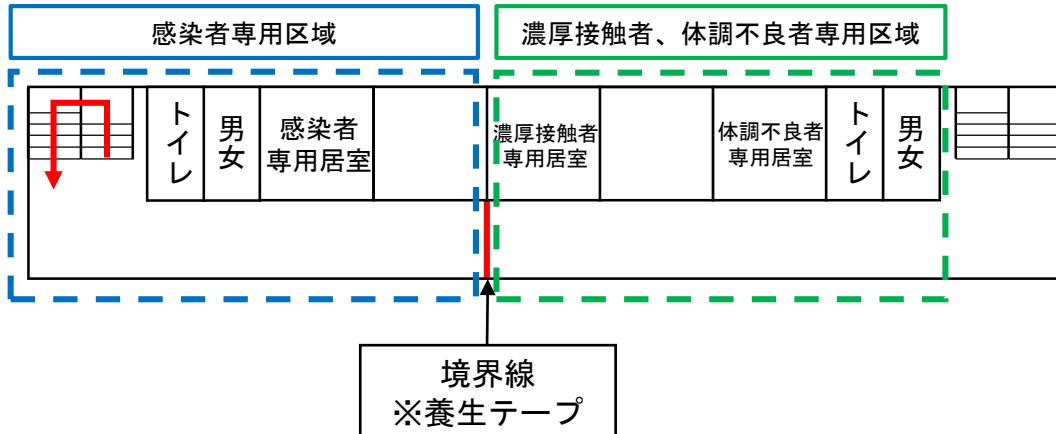
○ …避難者

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

受付①・②のレイアウト



専用区域内のゾーニング



体調確認票「様式1」による避難者の振り分け

体 調 確 認 票		
月	日	名前
該当する項目に“☑”をしてください。		
☐	1. 陽性者で自宅療養中ですか？	
☐	2. 濃厚接触者で健康観察中ですか？	
(咳・発熱等) ※過去10日以内に次の症状があった方も、☑してください。		
☐	3. 37.5℃以上の発熱はありますか？	
☐	4. 咳がありますか？ (喘息などの慢性呼吸器疾患の方は除きます)	
☐	5. 喉の痛みはありますか？	
☐	6. 息苦しさはありますか？	
☐	7. 倦怠感、寒気、頭痛、関節痛はありますか？	
☐	8. 味や臭いを感じられない状態ですか？	
☐	9. 腹痛、下痢、吐き気、おう吐はありますか？	
☐	10. その他 (発疹、結膜炎などの症状)	
※1つでも該当する方は、専用居室へ		
☐	1~10に該当する症状等はありません。	
※発熱等症状のない方は、避難者名簿の記入へ		

1. に該当
→感染者専用居室へ

2. に該当
→濃厚接触者専用居室へ

いずれか1つ以上に該当
→体調不良者専用居室へ

避難者名簿記入場所へ

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

3. 避難居室の設営手順

1 事前準備

- マスク、フェイスシールドを着用します。
- アルミマット、ござ、毛布、エアマット、間仕切りテント、簡易ベッドを防災拠点倉庫から各避難居室に運び出します。

2 避難居室の設営

- アルミマットやござで居住区画を確保します。また、避難者1人に毛布、エアマットを1枚ずつ配置します。
- 要配慮者優先居室や乳幼児・妊産婦世帯優先居室は、必要に応じて間仕切りテントで居住区画を確保します。
➤ 居住区画は、1人4㎡を目安にします。
- 各避難居室の通路は2m確保します。
- 居室の出入口にアルコール消毒液を配置します。

[専用居室の居住区画]

- ◆ 感染者等を受け入れる専用居室の居住区画は、間仕切りテントを使用します。

● 避難居室別物品リスト

感染者専用居室	間仕切りテント、毛布、エアマット、アルコール消毒液
濃厚接触者専用居室	間仕切りテント、毛布、エアマット、アルコール消毒液
体調不良者専用居室	間仕切りテント、毛布、エアマット、アルコール消毒液
一般避難居室	アルミマット、ござ、毛布、エアマット、アルコール消毒液
負傷者優先居室	ござ、毛布、エアマット、簡易ベッド、アルコール消毒液 ※簡易ベッドは、必要に応じて使用します。
要配慮者優先居室	ござ、間仕切りテント、毛布、エアマット、簡易ベッド、アルコール消毒液 ※間仕切りテントと簡易ベッドは、必要に応じて使用します。
乳幼児・妊産婦世帯優先居室	ござ、間仕切りテント、毛布、エアマット、簡易ベッド、アルコール消毒液 ※間仕切りテントと簡易ベッドは、必要に応じて使用します。

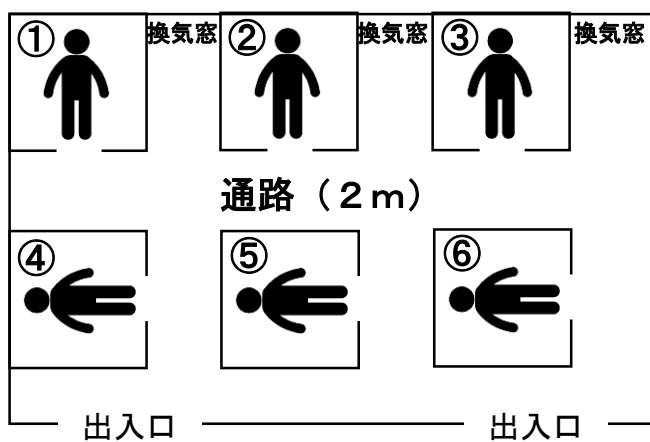
Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

各避難居室のレイアウト

A. 専用居室（間仕切りテントで居住区画を確保）

[考え方]

- 感染者等は、間仕切りテント1張で1人を受け入れます。
- 居住区画ごとに番号を付け、感染者等を把握します。



【間仕切りテント】
規格：205×205×170 c m

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

B. 一般避難者の避難居室（アルミマットで居住区画を確保）

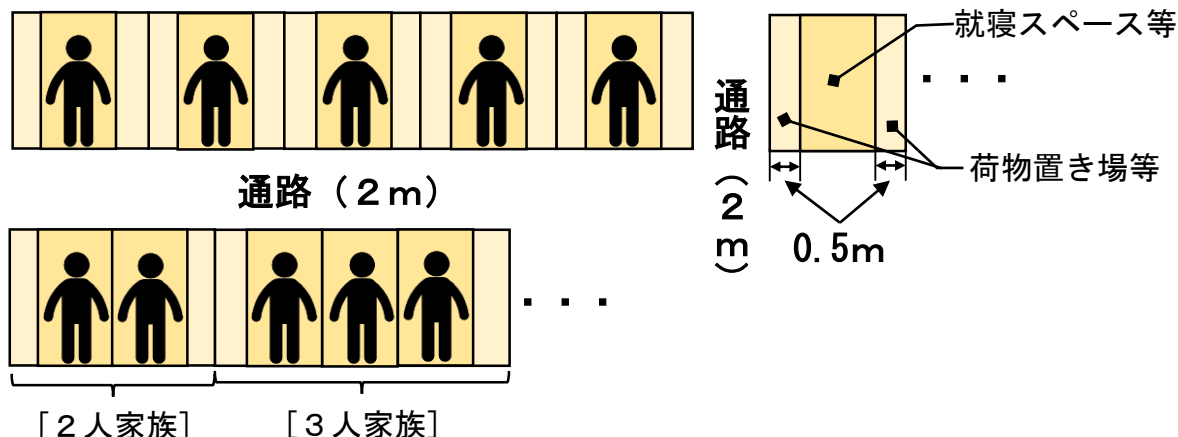
[考え方]

- アルミマットは、家族が1人増えるごとに1枚追加します。
- 居住区画の中央を就寝スペース及び生活空間とし、両側を荷物置き場などすることで、隣との間隔を1m確保します。

[アルミマット（縦2m×横1m）の使用枚数]



※居住区画は、家族が1人増えるごとに1枚追加します。

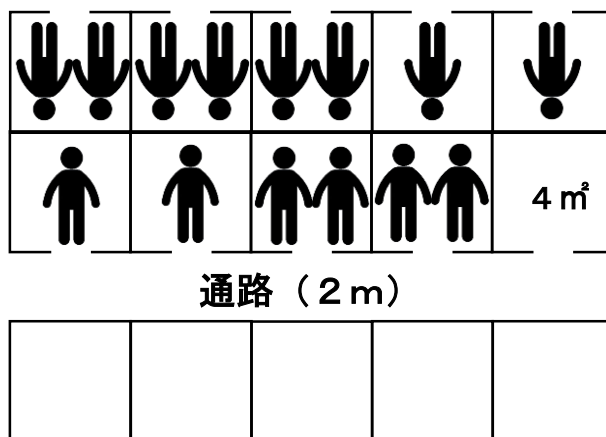


※ござを使用する場合は、ござ2畳（3.3m²）で居住区画を確保し、隣との間隔を0.5mとります。

C. 要配慮者優先居室等（間仕切りテントで居住区画を確保）

[考え方]

- 間仕切りテント1張で1世帯2人まで受け入れます。



Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

4. 開放しない居室等

1 方針

- 避難居室や医療救護所などを除き、避難者が密集する場所は原則開放しません。なお、使用しない場所は「立入禁止」と表示します。

2 主な場所

- 食堂
- キッズルーム
- 女性専用スペース

※場所を開放する場合は、密集しないよう利用時間や人数を制限したり、校庭や公園などに広い場所を確保するなどの工夫をします。

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

5. 食料・物資の配給手順

1 事前準備

- 配給の時間・場所を決めて、避難者に掲示物や施設内放送設備を使用して周知します。
- マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋を着用します。
- 配給場所に机、イス、クリアフェンス、食料、アルコール消毒液、ゴミ袋を準備します。
- 食事の際には、ゴミ袋を「食べ残し」、「燃やすゴミ」に分類して配置します。
 - 不燃ゴミやプラスチック類がある場合は「燃やさないゴミ」、「プラマーク」のゴミ袋を配置します。

2 配給

- 配給は、所定の場所で行います。
- 準備ができたなら、避難者に施設内放送設備等で案内し、受け取りに来てもらいます。
- 待機列は、人と人との間隔を2m（最低1m）とります。
- 配給前に、手指消毒をしてもらいます。
- 食料・物資をテーブルの上に置き、避難者に直接受け取ってもらいます。

3 配給後

- ゴミは、避難者が分別してゴミ袋に捨ててもらいます。
- 配給後は、机・イス等を清掃・消毒します。

【専用区域での配給】

- ◆ 感染者等との直接の接触を避けるため、所定の場所に置き、受け渡しを行います。

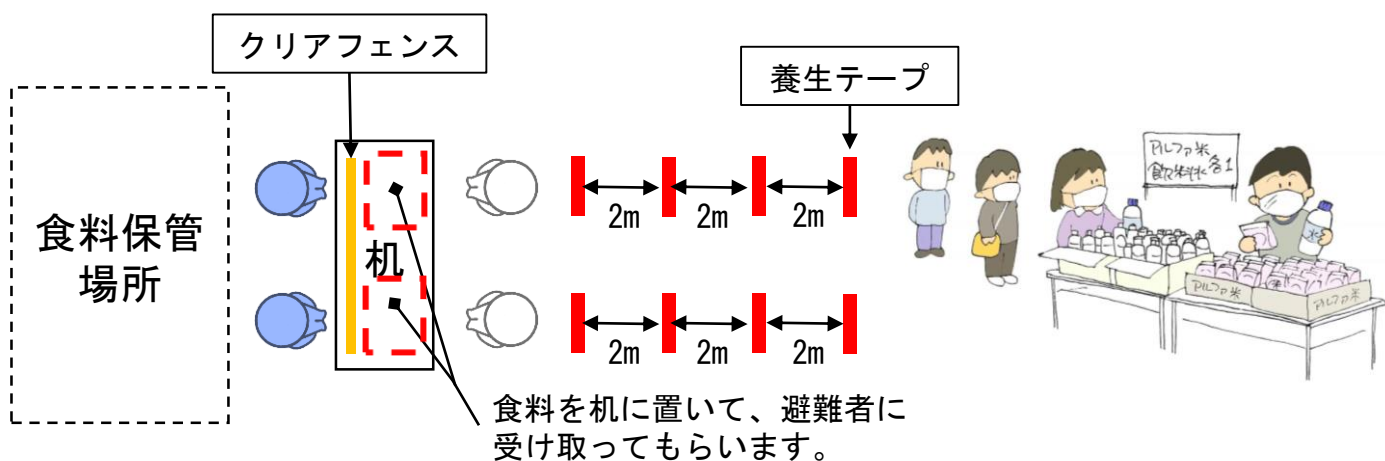
● 準備物

品目	配置場所	備考
マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋		避難所運営従事者が着用
アルコール消毒液	配給場所	食料の配給時に使用
クリアフェンス	配給場所	配給場所に配置
机・イス	配給場所	配給場所に設置
ゴミ袋	配給場所	ゴミの分別を考慮して配置

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

食料・物資配給時のレイアウト

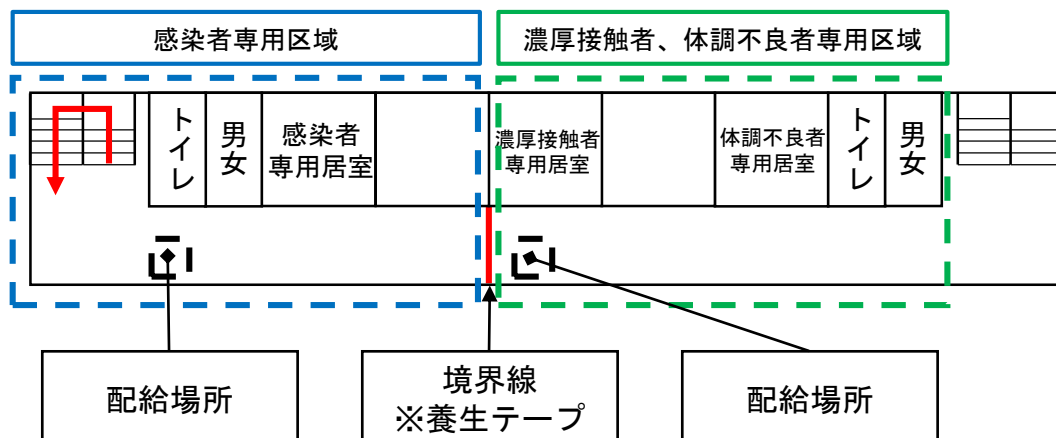
A. 一般避難者への配給



B. 感染者等への配給

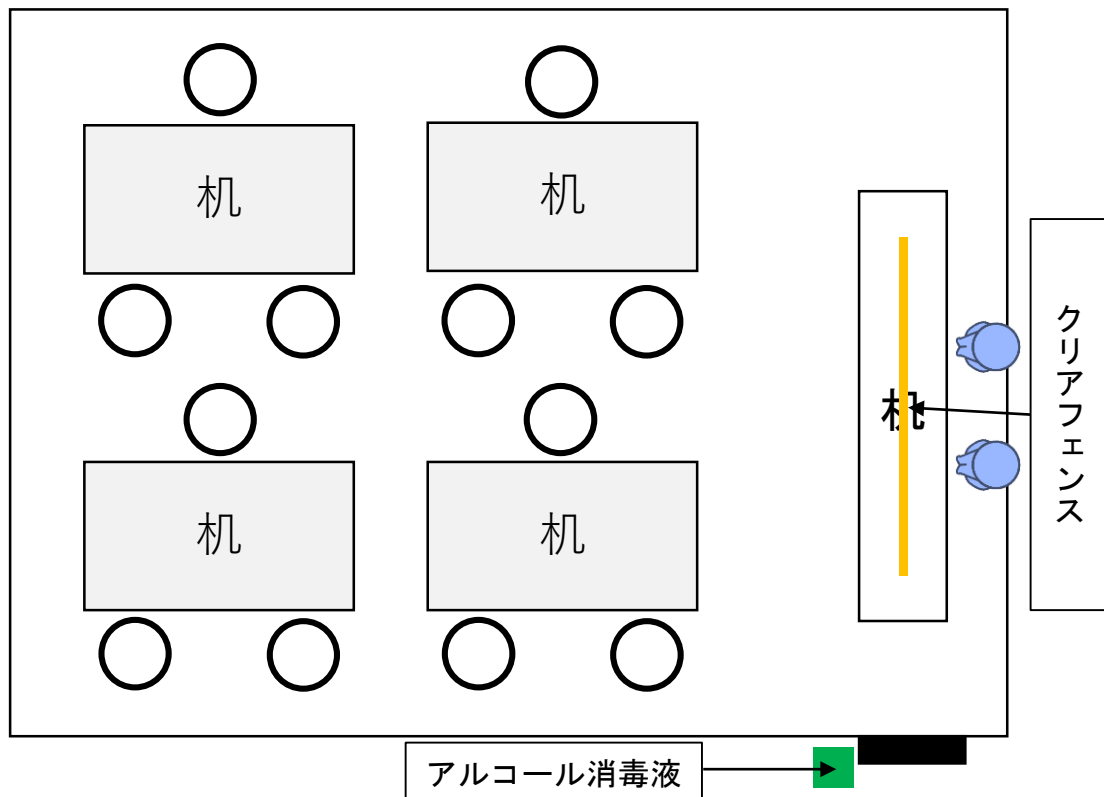
[考え方]

- 感染者等との直接の接触を避けるため、所定の配給場所に食料・物資を置き、受け渡しを行います。



Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

C. 食堂での配給



「食堂で食事をする場合の留意事項」

- ◆ 原則として各避難居室で食事をしてもらいますが、食堂を使用する場合は、次の点に留意します。
 - 食堂内が過密にならないように、食事時間をずらしたり、人数を制限するなどの工夫をします。
 - 席は、向かい合わせを避けてイスを配置します。
 - 食堂内は、窓を開けて定期的に換気をします。
 - 入室時に手指消毒をしてもらいます。

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

6. 避難所内の清掃・消毒

汚れがなくても、1日3回を目安に清掃・消毒を行います。

1 事前準備

- マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服を着用します。
- 雑巾、次亜塩素酸ナトリウム、水、バケツなどを準備します。
- 清掃・消毒の際には、ドアや窓を開けて換気をします。
- 次亜塩素酸ナトリウムを水で希釈して、消毒液を作ります。

※消毒液の作り方は、「[次亜塩素酸消毒液の作り方マニュアル（P.32）](#)」を参照してください。

2 清掃時

- 消毒液を浸した雑巾で、ドアノブ、手すり、手洗い場など、人がよく触れる場所を拭きとります。
- 消毒後は、必ず清潔な布や雑巾で水拭きし、乾燥させます。
※材質によっては、変色や腐食を起こす場合があるため、必ず水拭きをします。

3 次亜塩素酸ナトリウムの注意事項

- 次亜塩素酸ナトリウムは、容器に記載してある「希釈倍率」に従い希釈します。
- 手指消毒には絶対に使用しないでください。
- 消毒液の噴霧（空間除菌）は、絶対にしないでください。
- 消毒液は、作り置きしないでください。
- 製品（次亜塩素酸ナトリウム）のパッケージに記載してある“使用上の注意”を守り、正しく取り扱ってください。

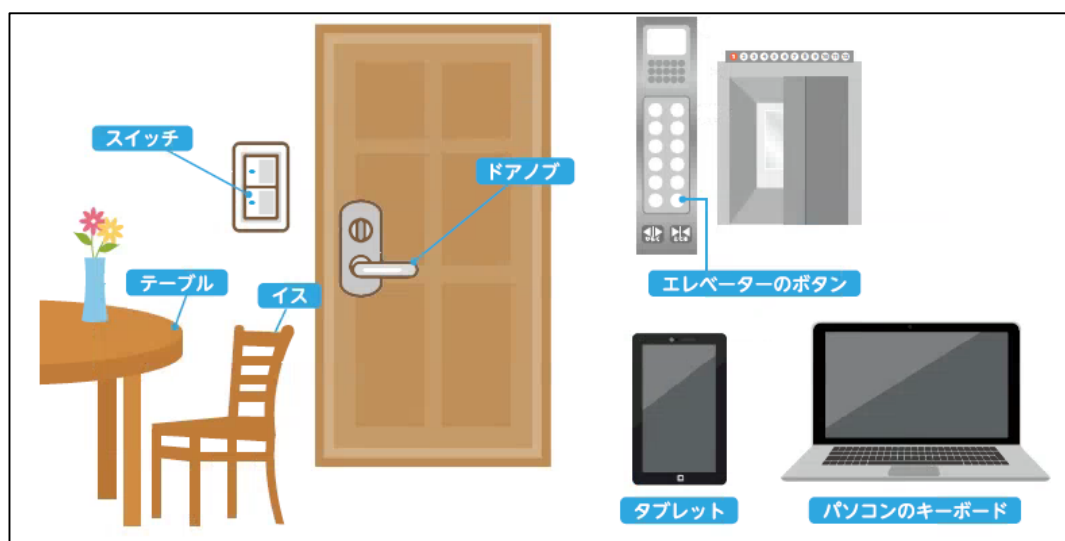
Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

●準備物

品目	備考
マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服	避難所運営従事者が着用
次亜塩素酸ナトリウム	水で希釈して使用
水、バケツ	プール等の水を使用
雑巾（清潔な布等も可）	施設の備品を使用

消毒場所

人の手がよく触れる場所



出典：「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」

（NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JV0AD））

URL：<https://www.jrat.jp/wp-content/uploads/2020/05/JV0ADsupportbook.pdf>

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

7. トイレの清掃・消毒

汚れがなくても、1日3回を目安に清掃・消毒を行います。

※清掃手順は「[トイレ清掃マニュアル（P.33）](#)」を参考にしてください。

1 事前準備

- マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服を着用します。
- ほうき、ちりとり、雑巾、ブラシ、次亜塩素酸ナトリウム、水（生活用水）、バケツ、ごみ袋、便袋、トイレットペーパー、アルコール消毒液を準備します。
- ドアや窓を開けて換気します。
- 次亜塩素酸ナトリウムを水で希釈して、消毒液を作ります。
※消毒液の作り方は、「[次亜塩素酸消毒液の作り方マニュアル（P.32）](#)」を参照してください。
- 汚物（使用済み便袋）の入ったごみ袋を外に出します。

2 清掃時

- ほうきで床をはきます。
- 消毒液を浸した雑巾やブラシで便座、フタ、レバー、手すり、洗面台などの人の手がよく触れる場所を消毒します。
※材質によっては、変色や腐食を起こす場合がありますので、必ず水拭きをします。

3 清掃後

- 汚物（使用済みの便袋）の入ったごみ袋は、空気を抜いて口をしっかりと結び、避難所のごみ集積場所で保管します。
- 清掃用具を片付けます。
- アルコール消毒液、便袋、トイレットペーパー、ごみ袋を交換・補充します。
- 石けんやハンドソープでの手洗い、またはアルコール消毒液で手指消毒をします。

〔専用区域のトイレ清掃〕

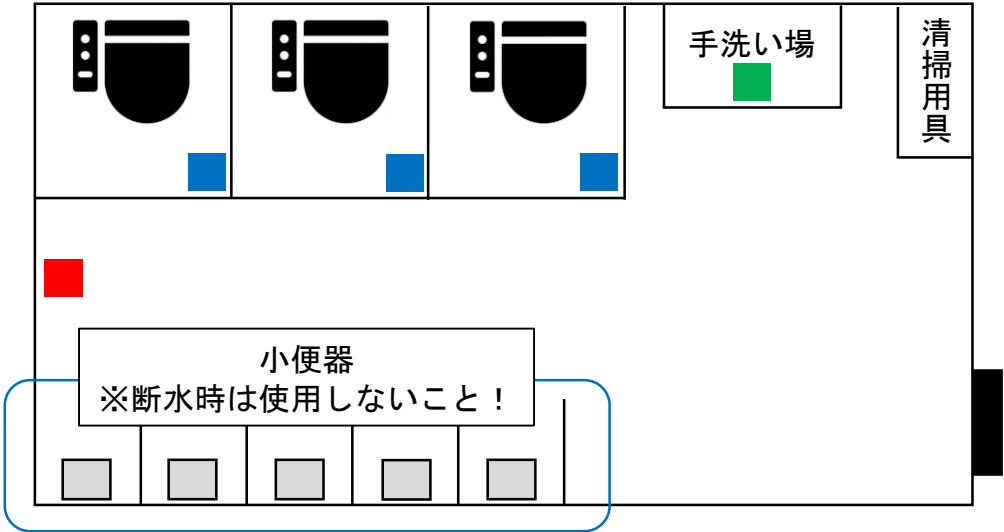
- ◆ 感染者等が使用するトイレを清掃する際には、次の点に留意します。
 - ✓ 清掃作業は、上記2と同様に行います。
 - ✓ 専用区域のトイレで発生したごみ（清掃時に着用したマスクや防護服等も含む）は、感染性の廃棄物として、ごみ袋を2重にし、一般のごみと区別できるよう表示した上で、ごみ集積場所で保管します。

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

●準備物

品目	備考
マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服	避難所運営従事者が着用
次亜塩素酸ナトリウム	水で希釈して使用
水、バケツ	プール等の水を使用
清掃用具 (ほうき、ちりとり、雑巾、ブラシ)	施設の備品を使用
アルコール消毒液	交換・補充用
ごみ袋	
便袋	
トイレットペーパー	

トイレのレイアウト



[凡例]

- …アルコール消毒液の設置場所
- …汚物用（使用済み便袋）ごみ袋置き場
- …便袋置き場

Ⅱ 避難所開設・運営時の対応

8. ごみの処理

避難所内の良好な衛生環境を保つため、ごみがあふれないよう避難者に周知します。

1 事前準備

- マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服を着用します。
- 交換用のゴミ袋を準備します。

2 処理

- ゴミ袋からあふれたごみは、素手で拾わず、清掃用具や使い捨て手袋を着用して拾います。
- ゴミ袋は、空気を抜いて口をしっかりと結び、避難所のごみ集積場所で保管します。
- ゴミ袋は、一般避難者の区域から発生した「一般のごみ」と感染者等の専用区域から発生した「感染性の廃棄物」に分けて、ごみ集積場所で保管した後、廃棄します。

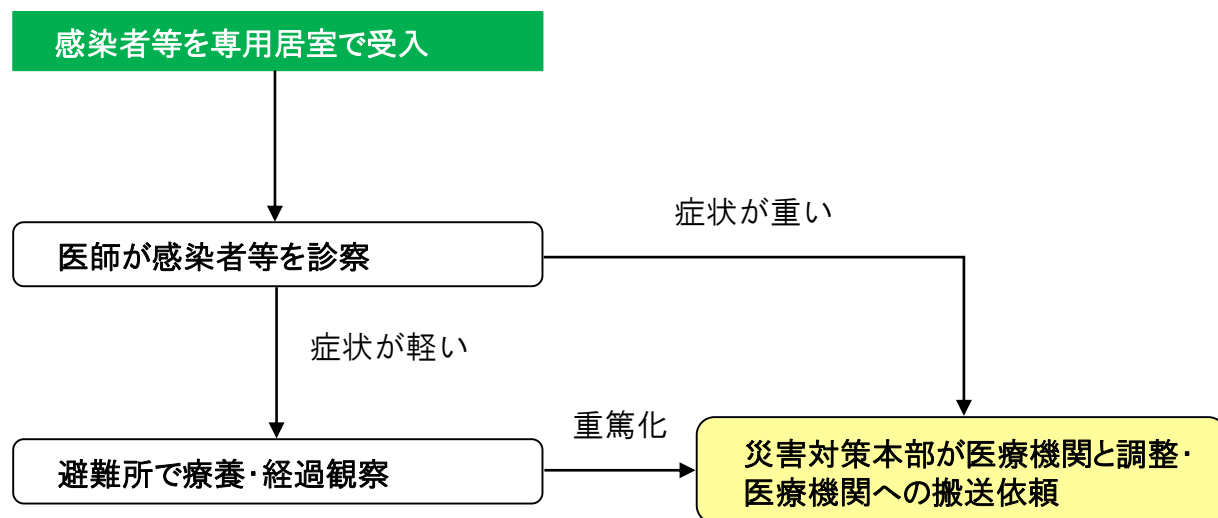
「専用区域のごみの処理」

- ◆ 感染者等の専用区域から発生したごみを処理する際には、次の点に留意します。
 - ✓ 避難所運営従事者が着用したマスクや防護服等も感染性の廃棄物として廃棄します。
 - ✓ ゴミ袋は、2重にします。
 - ✓ 一般のごみと区別するため、ゴミ袋に「感染性の廃棄物」などの表示をします。

Ⅲ 専用居室での医師による医療対応

《医師の医療対応》

- ① 医療救護所に配置された医師が、感染者等の診察を行います。
- ② 診察を行った医師が、症状が重く、避難所で療養できないと判断した場合は、災害対策本部に医療機関への搬送を依頼します。
- ③ 災害対策本部は、災害医療コーディネーターと調整し、搬送先や搬送手段を確保し、避難所から医療機関へ重病患者を搬送します。
- ④ 症状が軽いと診断された感染者等に対して、医師は経過観察を行います。なお、症状が重篤化したと診断した場合には、②・③と同様に処理します。



1. 避難所運営従事者への留意事項

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所

【基本事項】

- 避難者の入退所は、常に避難者名簿で管理します。
- 避難居室の入室時、食事の前、トイレの後などは必ず手洗いまたは手指消毒をします。
- 避難所に入る者（避難者、訪問者など）は、必ず受付で手指消毒を行った後、検温・体調確認をします。
- 災害対策本部への避難者数の定時報告は、「避難者収容状況報告書〔様式3〕」を使用して行います。
- 避難居室、廊下・トイレは、常時開放します。
- 避難居室は、30分に1回（数分程度）の換気を行います。
- 一般避難区域と専用区域との移動をしないことを徹底します。
- 消毒液、トイレットペーパー、ごみ袋などは定期的に確認し、使い切る前に補充します。
- 避難所内に「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」を作らないように工夫します。
- 避難者の人権・プライバシーに配慮します。

【健康管理】

- 避難者と避難所運営従事者の健康状態を「健康確認シート〔様式2-1〕」を使用して、1日2回（朝・夕）確認します。
- 発熱・咳などの体調不良者を確認した場合は、職員に報告します。

【食料・物資の配布】

- 食料・物資を配給する際には、直接手渡しせずに、机の上に置いて避難者に取ってもらいます。
- 配給時の混雑を避けるため、配給場所を複数設けたり、避難居室ごとに配給時間を変えるなどの工夫をします。

【清掃・消毒】

- 机、イス、手すり、ドアノブ、トイレなど、多くの人が触る場所は定期的（目安：1日3回）に清掃・消毒を行います。
- 清掃・消毒の際には、マスク・フェイスシールド・使い捨て手袋などを着用します。

【ごみの処理】

- ごみの分別ルールを確認して、避難者に周知します。
- ごみ箱からあふれたごみを直接触らないよう注意します。
- ごみ袋は、空気を抜いて口をしっかりと結び、ごみ集積場所で保管した後、廃棄します。
- ごみを捨てた後は、石けんやハンドソープでの手洗い、または消毒液で手指消毒をします。

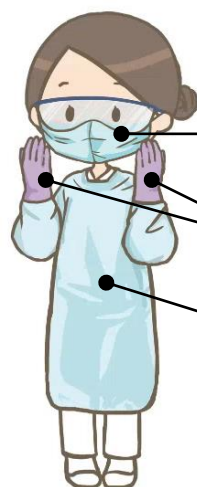
2. 専用区域での留意事項

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所

- 専用区域を担当する職員を2～3名決めます。
- 防護服等は留意事項を確認の上、取り扱います。
- **感染者等を受け入れるにあたり、専用区域の動線（階段・通路）、専用居室、トイレ、食料・物資の配給場所**を確保します。
- 感染者等への人権・プライバシーに配慮します。
- **「感染者等を排除するのではなく、感染対策上の対応」**であることを心掛けます。
- 専用区域に立ち入る際は必ずマスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服を着用し、入退室時に消毒液で手指消毒をします。
- 感染者等が専用区域から移動しないように注意します。
- 感染者には“**発症日**”、濃厚接触者には“**健康観察終了日**”を確認します。
- 体調不良者や濃厚接触者の健康状態を「健康確認シート〔様式2-1〕」を使用して1日2回（朝・夕）確認します。
 - **感染者には「健康確認シート〔様式2-2〕」を使用し、パルスオキシメーターにより血液中の酸素飽和度（SpO2値）も測定します。**
- 体調不良者や濃厚接触者等の症状が悪化した場合は、避難所（医療救護所）の医療従事者に報告します。なお、医療従事者が不在の場合は、災害対策本部へ報告します。
- 食料・物資の配給は、専用の置き場所や時間を決め、直接の接触を避けます。
- 専用区域で発生したごみ（専用居室に入室するために着用した防護服等も含む）は、「感染性の廃棄物」と表示し、ごみ袋を2重にしてごみ集積場所で保管した後、廃棄します。

3. 個人用防護具（PPE）の着用

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所



・フェイスシールド
・マスク

・使い捨て手袋

・防護服

個人用防護具着用の留意事項

- ①着用前に手指消毒をする。
- ②マスクは鼻と口をしっかりと覆う。
- ③フェイスシールドは顔と目をしっかりと覆う。
- ④使い捨て手袋と防護服から手首が露出しないようにする。

個人用防護具(PPE)の着脱の手順

着ける時と
外す時では
順番は異なります。



着け方

ポイント 入室前に着用すること。

着け方の順序 ▶ ガウン・エプロン ⇒ マスク ⇒ ゴーグル・フェイスシールド ⇒ 手袋

1 ガウン・エプロン

① **ガウン**
袖口から腕、顔から手首、背までしっかりと覆う。袖口と背の縫い目をしっかりと閉じる。

② **エプロン**
裾の部分をしっかりと閉じる。裾の縫い目をしっかりと閉じる。裾の縫い目をしっかりと閉じる。

2 サージカルマスク・N95 マスク

① **サージカルマスク**
① マスクを上向きにして、鼻と口をしっかりと覆う。② マスクの紐をしっかりと結ぶ。③ マスクの紐をしっかりと結ぶ。④ マスクの紐をしっかりと結ぶ。⑤ マスクの紐をしっかりと結ぶ。

② **N95 マスク**
マスクを上向きにして、鼻と口をしっかりと覆う。マスクの紐をしっかりと結ぶ。マスクの紐をしっかりと結ぶ。マスクの紐をしっかりと結ぶ。

3 ゴーグル・フェイスシールド

① **ゴーグル**
顔と目と口をしっかりと覆う。顔と目と口をしっかりと覆う。顔と目と口をしっかりと覆う。

② **フェイスシールド**
顔と目と口をしっかりと覆う。顔と目と口をしっかりと覆う。顔と目と口をしっかりと覆う。

4 手袋

① **手袋**
手首が露出しないように袖口の縫い目をしっかりと閉じる。手首が露出しないように袖口の縫い目をしっかりと閉じる。

外し方

ポイント N95マスク以外のPPEは病室を出る前か前室で外す。

外し方の順序 ▶ 手袋 ⇒ ゴーグル・フェイスシールド ⇒ ガウン・エプロン ⇒ マスク

1 手袋

① **手袋**
手袋を外すときは、手袋の外面を触らないようにして、手袋の裏面を触って外す。手袋を外すときは、手袋の外面を触らないようにして、手袋の裏面を触って外す。

2 ゴーグル・フェイスシールド

① **ゴーグル**
ゴーグルを外すときは、ゴーグルの外面を触らないようにして、ゴーグルの裏面を触って外す。ゴーグルを外すときは、ゴーグルの外面を触らないようにして、ゴーグルの裏面を触って外す。

② **フェイスシールド**
フェイスシールドを外すときは、フェイスシールドの外面を触らないようにして、フェイスシールドの裏面を触って外す。フェイスシールドを外すときは、フェイスシールドの外面を触らないようにして、フェイスシールドの裏面を触って外す。

3 ガウン・エプロン

① **ガウン**
ガウンを外すときは、ガウンの外面を触らないようにして、ガウンの裏面を触って外す。ガウンを外すときは、ガウンの外面を触らないようにして、ガウンの裏面を触って外す。

② **エプロン**
エプロンを外すときは、エプロンの外面を触らないようにして、エプロンの裏面を触って外す。エプロンを外すときは、エプロンの外面を触らないようにして、エプロンの裏面を触って外す。

4 サージカルマスク・N95 マスク

① **サージカルマスク・N95 マスク**
マスクを外すときは、マスクの外面を触らないようにして、マスクの裏面を触って外す。マスクを外すときは、マスクの外面を触らないようにして、マスクの裏面を触って外す。

4. 咳エチケット

掲示場所：避難所出入口、避難居室、廊下

感染症対策へのご協力をお願いします

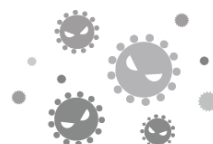
！ 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



正しいマスクの着用



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



出典：「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」(首相官邸HP)

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

5. 流水での手洗いの方法

掲示場所：トイレ、手洗い場

できていますか？ **衛 生 的 な 手 洗 い**

1 流水で手を洗う

2 洗剤剤に手に取る

3 手のひら、指の腹面を洗う

4 手の甲、指の背を洗う

5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う

6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う

7 指先を洗う

8 手首を洗う (内側・側面・外側)

9 洗剤剤を十分な流水でよく洗い流す

10 手をふき乾燥させる

11 アルコールによる消毒

※アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

2度洗いが効果的です!
2～9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

©公益社団法人日本食品衛生協会

出典：「手洗手順リーフレット」（厚生労働省）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000334135.pdf>

6. アルコール消毒液を使用した手指消毒の方法

掲示場所：避難所出入口、避難居室、トイレ、手洗い場、専用区域の廊下

手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」



とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！

NIID 国立感染症研究所
NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

画像出典：政府インターネットTV (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7362.html?t=468a=1>)



出典：「流水で手洗いができない場合の手指消毒について」（厚生労働省）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000334134.pdf>

7. 避難所内でのルール

掲示場所：避難所出入口、避難居室、廊下、掲示板、専用区域の廊下

避難所内でのルール ＜感染症対策にご協力ください＞

- マスクの着用にご協力ください。
- 避難所内は室内履きに履き替えましょう。【土足厳禁】
- 避難居室に入る前に、必ず消毒液で手指消毒をしましょう。
- 食事の前やトイレの後は、石けんやハンドソープで手を洗いましょう。なお、水が使えない場合は、消毒液で手指を消毒しましょう。
- 避難居室の出入口は、常に開放しておきます。
- 定期的（30分に1回）に換気を行います。
- 1日2回（朝・夕）、ご自身の体調を確認してください。
熱や咳など、少しでも体調が悪くなったときは、避難所運営従事者に申し出てください。
- ごみは、所定のごみ箱に分別して捨ててください。
- 専用区域には立ち入らないでください。

8. 専用区域内に避難されている方へのお願い

掲示場所：専用区域の廊下、専用居室

専用区域内に避難されている方へお願い

- 専用区域から出ないでください。
- 専用区域内のトイレを使用してください。
- ごみは、所定のごみ箱に分別して捨ててください。
- 居住スペースの清掃は、各自で行ってください。
- 体調が悪化した場合は、速やかに職員に申し出てください。
- 食料や物資の配給は、指定の場所で受け取ってください。
- 家族を含め、来訪者との面会をご遠慮ください。
- 避難所を退所する際は、必ず職員に申し出てください。
- このほか、避難所の利用にあたっては、職員の指示に従ってください。

9. トイレ使用上のルール

掲示場所：トイレ、手洗い場

トイレ使用上のルール

1 トイレ使用上の注意

- トイレは、きれいに使いましょう。
- 排水管の安全が確認されるまでは、絶対に水を流さないでください。
※水が溢れてしまい、使用できなくなります。
- トイレを汚した場合は、お知らせください。

2 便袋

- トイレ利用時に、必ず便袋を便座に取り付けて、使用しましょう。
- 使用後は、便袋の空気を抜き、袋の封をきつく縛ってごみ袋に捨てましょう。

3 手洗い

- 石けんやハンドソープで手を洗いましょう。
※水が使用できない場合は、消毒液で手指消毒をしましょう。

10. 次亜塩素酸消毒液の作り方マニュアル

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所

避難所運営用

塩素系消毒液の作り方マニュアル

(次亜塩素酸ナトリウム液)

※
塩素系消毒液は塩素系漂白剤等を希釈して作ります。
塩素系消毒液は使い方を間違えると効果がなくなるだけでなく、思わぬ事故につながる場合があります。用途に応じた希釈や使用、保管時の注意事項を守りましょう。
※ ハイター、ブリーチ、ブライト、ビューラックス、ジアノックなど

希釈方法

動画で見たいときは
こちらから



おう吐物、ふん便の処理時 希釈後の濃度 約0.1%

原液濃度 5～6%の場合

500mlのペットボトル1本の水に
原液 10ml (ペットボトルのキャップ2杯)



2リットルのペットボトル1本の水に
原液 40ml (ペットボトルのキャップ8杯)



調理器具、トイレのドアノブ、便座、衣類等の消毒 希釈後の濃度 約0.02%

原液濃度 5～6%の場合

2リットルのペットボトル1本の水に
原液 10ml (ペットボトルのキャップ2杯)



使用するときの注意事項

- ・手指の消毒には絶対に使用しないでください。
- ・使用する際は十分に換気してください。
- ・有毒ガスが発生するため、酸と混ぜて使用しないでください。
- ・汚れが残ったまま使用すると効果が弱まります。できるだけ汚れを落としてから使用してください。
- ・漂白作用があります。容器の「使用上の注意」を確認してください。
- ・商品により塩素濃度が異なるので表示などを確認してください。

保管するときの注意事項

- ・希釈液をペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度、希釈日を記入しておきましょう。
- ・原液、希釈液ともに、直射日光の当たらない場所で保管しましょう。
- ・危険なので子供などの手の届かないところに保管しましょう。
- ・希釈したものは時間が経つと効果が減っていくので、できるだけすぐに使い切りましょう。



塩素系消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）の作り方マニュアル 資料 8

出典：「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」（東京都）

URL：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/saigai/saigai.html>

11. トイレ清掃マニュアル

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所

避難所運営用

いつもキレイに！

トイレ清掃マニュアル

トイレが不衛生だと、感染症のまん延が懸念されるだけでなく、衛生上の問題（トイレ以外の場所がトイレとして使用される）などが発生するおそれがあります。トイレは定期的に清掃し、清潔に保ちましょう。

用意
するもの

- ・使い捨て手袋
- ・ゴム手袋
- ・使い捨てマスク
- ・使い捨てエプロン
- ・塩素系消毒液
(塩素系漂白剤等を希釈)
※ハイター、ブリーチ、ブライト、ピューラックス、シアノックなど

- ・バケツ
- ・雑巾（拭くもの）
- ・新聞紙
- ・ほうき
- ・ちりとり
- ・モップ
- ・便器用ブラシ
- ・トイレ用洗剤
- ・ごみ袋



1 マスクと使い捨て手袋を着用する。
(塩素系消毒液やトイレ用洗剤の原液、ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。)



6 塩素系消毒液 (0.02%) に浸して絞った布等で、汚れの少ない方から順に拭く。
(手洗い器→タンク→フタ→便座→便器の外側)



2 トイレのドアや窓を開け、換気する。



7 塩素系消毒液 (0.02%) に浸したモップでトイレ全体の床を拭く。



3 バケツに水を入れ、塩素系消毒液 (0.02%) を作る (資料 8)。



8 便器の内側は、汚れがあれば便器用ブラシで擦り落とす。その後、トイレ用洗剤の原液をかけ、2～3分後にこすらずに水で流す。



4 トイレ内の備品（ごみ箱、サニタリーボックス等）を外に出し、ほうきで床をはく。汚物があった場合は、新聞紙等で汚染を広げないようにふき取る。



9 清掃用具を片付ける。繰り返し使うものは、洗浄し、塩素系消毒液 (0.02%) に30分～60分浸して消毒する。(汚物に直接接触した用具は塩素系消毒液 (0.1%) で消毒する。)



5 塩素系消毒液 (0.02%) に浸して絞った布等で、手の触れる部分を拭く。
(水道の取っ手→ドアノブ→手すり→水洗レバー→ペーパーホルダー)



10 清掃が終わったら、手袋を外して手を洗い、乾燥後、手指を消毒する。
(資料 11、多言語版：資料 12)



トイレの清掃作業に従事した後は、調理作業は避けてください。

トイレ清掃マニュアル 資料 9

出典：「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」（東京都）

URL：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/saigai/saigai.html>

12. おう吐物・ふん便処理マニュアル

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所、トイレ等

避難所運営用

おう吐物・ふん便処理マニュアル

おう吐物やふん便には、食中毒や感染症を起こす細菌やウイルス等が含まれているおそれがあります。特に、ノロウイルスは感染力がとて強いため、処理をする人や周囲の人への感染拡大を防ぐために、適切な処理が必要です。

**注意
するもの**

- ・ 使い捨てマスク
- ・ 使い捨て手袋（ないときは、ビニール袋等を用い、直接手で触れないようにする。）
- ・ 使い捨てエプロン（ないときは、ごみ袋に穴をあけてかぶるなど、汚物が衣類につかないようにする。）
- ・ 拭き取り用の布やペーパータオル（ない場合は、新聞紙など）
- ・ ごみ袋
- ・ 塩素系消毒液（塩素系漂白剤等を希釈）
- ・ バケツ

※ハイター、ブリーチ、ブライト、ビュラックス、ジアノックなど

東京防災公式キャラクター「防サイくん」

動画で見たいときは
こちらから

処理手順

- 汚染場所に近づかないよう、周囲にいる人を遠ざける。窓を大きく開けるなどして換気する。
- 処理をする人は使い捨て手袋、マスク、エプロンを着用する。可能であれば、靴底が汚染されないよう靴カバー（ビニール袋など）を靴の上から履く。
- バケツに水を入れ、塩素系消毒液（0.1%）を作る（資料8）。
- 使い捨ての布やペーパータオル等で外側から内側に向けて、汚れた面を折り込みながら静かに拭き取る。
汚れた面でこすると汚染を拡げてしまうので注意する。
- 使用した布やペーパータオル等はすぐにごみ袋に入れ、処分する。
（ごみ袋に塩素系消毒液（0.1%）を染み込む程度に入れ消毒するとよい。）
- 新しい手袋をして、汚物がついた床とその周囲（半径2m程度）を、塩素系消毒液（0.1%）を染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。※塩素系消毒液は金属を腐食するので、ふき取り後10分程度たったら水拭きする。
- 処理後は手袋を外して手を洗い、乾燥後、手指を消毒する（資料11、多言語版：12）。
手袋、マスク等は、使った布やペーパータオル等と同じように処分する。

注意

- 汚物で汚れた衣類は、廃棄するか、マスク、手袋をしたうえで、バケツなどで静かに水洗いし、汚れを十分落とした後、塩素系消毒液（0.02%）に30～60分浸すか、85℃で1分以上になるように熱湯消毒し、その後、ほかのものと分けて洗濯する。
- 塩素系消毒液でカーペットや衣類を消毒すると変色したり傷むことがある。
- おう吐物の処理後48時間は、下痢やおう吐などの症状に注意し、調理作業は避ける。

おう吐物・ふん便処理マニュアル 資料 10

出典：「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」（東京都）

URL：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/saigai/saigai.html>

13. 避難所でのごみの捨て方について（避難所運営従事者用）

掲示場所：拠点本部、専用区域の職員の待機場所

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 避難所でのごみの捨て方について

— 避難所を運営されている方々へ —

- 1** 避難所のごみの
分別ルールを確認し、
避難者への周知を
お願いします。

資源物の分け方、出し方が普段と異なる場合があります。
ごみ箱・ごみ袋の設置場所、設置の方法、回収頻度などを
予め確認をお願いします。
ふた付きのごみ箱の設置もご確認ください。

- 2** ごみ袋の
空気を抜いて
出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を
防止できます。



- 3** ごみ袋に入れ
しっかり縛って
封をしましょう!

ごみが散乱せず、収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくなります。



- 4** ごみ袋や消毒液を
確保しましょう!

避難所用のごみ袋や消毒液は
可能な範囲で確保しておきましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、
おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



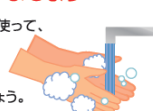
- ②ごみに直接触れることの
ないよう、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



- ③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス
感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、
皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



出典：「避難所でのごみの捨て方について」（環境省）

URL：http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

14. 避難所でのごみの捨て方について（避難者用）

掲示場所：避難居室、廊下、掲示板

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 避難所でのごみの捨て方について

— 避難所に避難されている方々へ —

1 ごみが散乱しない ようにしましょう!

世帯ごとに小型のごみ袋に
ごみをまとめて縛るなど、
散乱しないように気をつけましょう。
また、マスクなどごみの
ポイ捨てはやめましょう。



2 小型のごみ袋で 出す場合は空気を 抜いて出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を
防止できます。



3 避難所のごみの分別ルールを 確認しましょう!

資源物の分け方、出し方が
普段と異なる場合などがあります。

弁当容器は、避難所のルールに従って、
容器、残飯、箸などを分別しましょう。
ペットボトルのキャップ、ラベルははずしましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでの使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、
おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

① ごみに直接触れることのないよう、 しっかり縛って出しましょう!

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



② ごみを捨てたあとはしっかり手を 洗いましょう! 水を確保できない場合は 手指消毒をしましょう。

石けんを使って、
流水で手を
よく洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス
感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、
皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



出典：「避難所でのごみの捨て方について」（環境省）

URL：http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

[様式 1] 体調確認票（受付時）

体 調 確 認 票		
月	日	名前
該当する項目に“☑”をしてください。		
☐	1. 陽性者で自宅療養中ですか？	
☐	2. 濃厚接触者で健康観察中ですか？	
（咳・発熱等）※過去 10 日以内に次の症状があった方も、 ☑ してください。		
☐	3. 37.5℃以上の発熱はありますか？	
☐	4. 咳がありますか？（喘息などの慢性呼吸器疾患の方は除きます）	
☐	5. 喉の痛みはありますか？	
☐	6. 息苦しさはありますか？	
☐	7. 倦怠感、寒気、頭痛、関節痛はありますか？	
☐	8. 味や臭いを感じられない状態ですか？	
☐	9. 腹痛、下痢、吐き気、おう吐はありますか？	
☐	10. その他（発疹、結膜炎などの症状）	
※1 つでも該当する方は、専用居室へ		
☐	1 ～10 に該当する症状等はありません。	
※発熱等症状のない方は、避難者名簿の記入へ		

[様式 2 - 1] 健康確認シート（被災生活期）

健康確認シート													
氏名（ふりがな）		年齢		避難所名									
体温測定 該当するものに“☑”を してください。		日付		/		/		/		/		/	
		体温（℃）		朝		朝		朝		朝		朝	
		タ		℃		℃		℃		℃		℃	
		タ		℃		℃		℃		℃		℃	
息苦しさ		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
★1つでも該当すれば“☑”を記入 ・息が荒くなった（呼吸が早くなった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
におい・味		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
せき・たん		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
だるさ		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
吐き気 ・おう吐		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
下痢		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水、鼻つまり、のどの痛み、寒気 ・頭痛、腹痛、関節・筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・体にぶつぶつ（発疹）が出ている ・目が赤く、目やにが多い など		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
その他		☐		☐		☐		☐		☐		☐	
チェック欄		☐		☐		☐		☐		☐		☐	

[様式 2-2] 健康確認シート（被災生活期・感染者用）

健康確認シート（感染者用）														
氏名（ふりがな）		年齢		防災拠点名										
体温測定 該当するものに“☑”を してください。				日付	朝		/		朝		/		朝	
				体温（℃）	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
				酸素飽和度（%）	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
★1つでも該当すれば“☑”を記入 ・息が荒くなった（呼吸が早くなった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
息苦しさ					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
におい・味	においや味を感じない				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
せき・たん	せきやたんがある				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
だるさ	全身のだるさがある				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
吐き気 ・おう吐	吐き気がある・吐いた				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
下痢	下痢がある				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水、鼻つまり、のどの痛み、寒気 ・頭痛、腰痛、関節・筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・体にぶつぶつ（発疹）が出ている ・目が赤く、目やにが多い など				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	チェック欄				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

*感染者の方は、パルスオキシメーターで血液中の酸素飽和度（SpO2）を測定してください。

[様式 3] 避難者収容状況報告書

避難者収容状況報告書

避難所名： _____

[一般避難者]

月日	時間	一般避難者			要配慮者			負傷者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

※要配慮者は、高齢者、障害のある方、妊産婦など人数を記入してください。

[感染者等]

月日	時間	感染者			濃厚接触者			発熱・体調不良者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
/	:	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

